

法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会 第28回会議配布資料	68
-----------------------------------	----

## 取調べの録音・録画の実施等について

## 取調べの録音・録画の実施等について（依命通知）

これまで、裁判員裁判対象事件，知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件，精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件及び検察独自捜査事件において，身柄拘束中の被疑者に対し取調べの録音・録画の試行を行ってきたところ，本年9月30日をもって当該試行を終了し，翌10月1日から，別添1「取調べの録音・録画の対象事件等」及び別添3「取調べの録音・録画の実施要領」（略）により，取調べの録音・録画を実施することとしたので，遺漏なく行われるよう配意願います。

また，同日から，①上記試行対象事件以外の身柄事件の被疑者，②被害者・参考人について，別添2「取調べの録音・録画の試行指針」及び別添3「取調べの録音・録画の実施要領」（略）により，取調べの録音・録画の試行を行うこととしたので，各庁の判断により試行対象事件に該当すると認める場合には，積極的に実施願います。

なお，最高検察庁においては，これらの実施等の実情を把握して随時検討を加え，必要に応じて録音・録画の運用方針の改訂その他の適切な措置を講ずるため，実施等の状況の報告を求めることとしていますので，留意願います。

## 取調べの録音・録画の対象事件等

## 第 1 実施対象事件

- 1 以下に該当する全ての身柄事件において、取調べの録音・録画を行う。
  - (1) 裁判員裁判対象事件（弁論の併合により裁判員裁判で審理される見込みのある裁判員裁判非対象事件を含む。）
  - (2) 知的障害を有する被疑者で、言語によるコミュニケーションの能力に問題がある者、又は取調官に対する迎合性や被誘導性が高いと認められる者に係る事件
  - (3) 精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件
  - (4) 独自捜査事件（検察官が直接告訴・告発等を受け又は自ら認知して捜査を行う事件（国税局、証券取引等監視委員会、公正取引委員会等による告発に基づいて捜査を行う事件を含む。））であって、当該事件について検察官が被疑者を逮捕した事件
- 2 個々の取調べについて、以下に該当する事情がある場合には、取調べの全部又は一部について録音・録画を行わなくてもよいこととする。
  - (1) 1(1)に該当する事件（1(2)ないし(4)のいずれかにも該当する事件を除く。）については、裁判員裁判対象事件としての公判請求が見込まれない場合  
1(2)又は(4)に該当する事件（1(3)にも該当する事件を除く。）については、公判請求が見込まれない場合  
1(3)に該当する事件については、責任能力以外の事情により公判請求が見込まれない場合
  - (2) 取調べに関与する通訳人の協力が得られない場合、録音・録画を行うことが時間的・物理的に困難である場合等、録音・録画を行うことに障害がある場合
  - (3) 下記アないしウのいずれかの事情が存在し、録音・録画を行い又は継続すれば、被疑者が十分に供述をすることができず、取調べの真相解明機能が害される具体的なおそれがあると認められる場合  
ア 被疑者が録音・録画を拒否していること  
イ 組織犯罪や共犯事件等において、報復のおそれや関係者への配慮等から、録音・録画下で被疑者が組織や共犯者等に関して十分な供述をすることが困難であると認められること  
ウ ア、イのほか、不安、緊張、羞恥心等から、録音・録画下で被疑者が十分な供述をすることが困難であると認められること
  - (4) 関係者の身体、名誉、プライバシー等の保護やその協力確保に支障を生じるおそれがある場合その他録音・録画を行うことが不相当であると認められる場合

- (5) 事案の内容，証拠関係，被疑者の供述態度・内容，録音・録画実施の経過，予定される取調べの内容等を考慮し，録音・録画を行う必要が認められない場合

## 第2 留意点

- 1 録音・録画を行うに当たっては，取調べの適正を確保しつつ，事案の真相を解明することを念頭に置き，供述の任意性や信用性等に関する立証責任を的確に果たし，適正な処分や裁判を実現する上で，取調べ状況を客観的に記録することの重要性を意識し，検察官による取調べの全過程の録音・録画を含め，できる限り広範囲な録音・録画を行うこととする。
- 2 録音・録画に係る取調べにおいては，被疑者が自由に供述を尽くすことができるようにし，被疑者が供述を尽くしていないのに，検察官が一方的に取調べを終了することのないようにするとともに，当該取調べの最後に改めて取調べの状況等について自由に供述する機会を与えるものとする。
- 3 取調べの録音・録画の要否及び取調べのどの部分について録音・録画を行うかの判断に当たっては，捜査の流動性等も考慮しつつ，必要に応じ，部長又は副部長（非部制庁にあつては次席検事）に対し，上記判断の理由について報告するものとする。

また，共同捜査事件等，捜査主任検察官と取調担当検察官が異なる事件においては，上記のほか，捜査主任検察官において取調担当検察官と十分協議した上で，適切な判断をするように努める。

## 取調べの録音・録画の試行指針

## 第1 試行の趣旨

近時の実務において、取調べ状況の立証のために最も適した証拠は取調べを録音・録画した記録媒体であると認識され、捜査段階における供述の任意性・信用性等をめぐって争いが生じた場合に、同記録媒体による的確な立証が求められること等に鑑み、公判立証に責任を負う検察官として、そのような立証ができるようにするため、取調べの真相解明機能を損なわないよう留意しつつ、当該供述者の取調べの録音・録画を行うものとする。

## 第2 試行対象事件

- 1 公判請求が見込まれる身柄事件であって、事案の内容や証拠関係等に照らし被疑者の供述が立証上重要であるもの、証拠関係や供述状況等に照らし被疑者の取調べ状況をめぐって争いが生じる可能性があるものなど、被疑者の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件
- 2 公判請求が見込まれる事件であって、被害者・参考人の供述が立証の中核となることが見込まれるなどの個々の事情により、被害者・参考人の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件

## 第3 留意点

- 1 任意性・信用性等の的確な立証に資するよう、事案に応じて、取調べの全過程の録音・録画を含め、様々な録音・録画を試みるものとする。
- 2 個々の取調べについて、以下に該当する事情がある場合には、録音・録画を行わないものとする。
  - (1) 録音・録画を行えば、供述者が十分に供述をすることができず、取調べの真相解明機能が害される具体的なおそれがあると認められる場合
  - (2) 関係者の身体、名誉、プライバシー等の保護やその協力確保に支障を生じらるおそれがある場合その他録音・録画を行うことが不相当であると認められる場合
- 3 被疑者の録音・録画に係る取調べにおいては、被疑者が自由に供述を尽くすことができるようにし、被疑者が供述を尽くしていないのに、検察官が一方的に取調べを終了することのないようにするとともに、当該取調べの最後に改めて取調べの状況等について自由に供述する機会を与えるものとする。
- 4 取調べの録音・録画の要否及び取調べのどの部分について録音・録画を行うかの判断に当たっては、捜査の流動性等も考慮しつつ、必要に応じ、部長又は副部長（非部制庁にあつては次席検事）に対し、上記判断の理由について報告するものとする。

また、共同捜査事件等、捜査主任検察官と取調担当検察官が異なる事件においては、上記のほか、捜査主任検察官において取調担当検察官と十分協議した上で、適切な判断をするように努める。

- 5 警察から送致又は送付された事件における取調べの録音・録画の実施については、その旨を警察に連絡するなど、警察と緊密な連携を図るものとする。
- 6 各地方検察庁は、試行対象事件該当性に疑義がある場合には、必要に応じて、最高検察庁に協議する。